

2016年10月 α大学(短大含む)1年生のアルバイト調査結果

\*業種は、自由記述から抜き出してみました。各設問への回答をみていくと、飲食店で働く学生にトラブルが多いようです。

単位：人，%

	全体	業種			
		飲食店	コンビニ	コンビニ以外の小売り	その他
	85 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
高校のときのアルバイト体験	56 65.9	28 77.8	7 87.5	7 63.6	8 61.5
	29 34.1	8 22.2	1 12.5	4 36.4	5 38.5
	85 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
現在のアルバイト状況	58 68.2	30 83.3	8 100.0	11 100.0	8 61.5
固定の仕事をしている(「単発」にも○をつけた2人を含む)	3 3.5	2 5.6			
単発的なアルバイトをしている	9 10.6	4 11.1			5 38.5
現在にはしていないが、過去に(=大学入学後に)経験がある	15 17.6				
大学入学後、いっさいしたことがない					
(以下の設問は、アルバイト経験者だけが対象)	70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
勤務期間	8 11.4	3 8.3	1 12.5	3 27.3	1 7.7
働き始めたばかり	12 17.1	7 19.4		1 9.1	4 30.8
1, 2ヶ月	21 30.0	13 36.1	1 12.5	3 27.3	3 23.1
3~6ヶ月	14 20.0	5 13.9	2 25.0	3 27.3	3 23.1
6ヶ月~1年未満	11 15.7	4 11.1	4 50.0	1 9.1	2 15.4
1年~2年未満	3 4.3	3 8.3			
2年~3年未満	1 1.4	1 2.8			
3年以上					
	70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
労働条件・待遇の提示方法	43 61.4	21 58.3	4 50.0	8 72.7	9 69.2
契約書などの書面	16 22.9	10 27.8	1 12.5	3 27.3	2 15.4
口頭での説明	1 1.4		1 12.5		
とくに何もなかった	10 14.3	5 13.9	2 25.0		2 15.4
覚えていない					
	70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
深夜時間帯の勤務	46 65.7	21 58.3	6 75.0	7 63.6	11 84.6
深夜時間帯を含まない	24 34.3	15 41.7	2 25.0	4 36.4	2 15.4
深夜時間帯を含むor勤務の全てが深夜時間帯					
	70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
1ヶ月当たりの勤務日数	9 12.9	6 16.7			3 23.1
9日以下	31 44.3	16 44.4	3 37.5	6 54.5	4 30.8
10~14日	24 34.3	11 30.6	4 50.0	4 36.4	5 38.5
15~19日	5 7.1	3 8.3	1 12.5	1 9.1	
20~24日	1 1.4				1 7.7
25日以上					

3分の2の学生は高校ですでにアルバイト経験。でもワークルールは学んでいないのでは？

過去(大学入学以降)の経験も含めると、8割強がアルバイトを経験しています。大学側はこのことを前提に対応(例えば、ワークルール教育、相談窓口の設置)を考える必要アリ！

働き始める=契約を結ぶ、ということなのに、条件を書面で提示されたのは6割強にとどまる。労働基準法第15条をチェック！

2016年11月作成 \*調査は2016年10月に実施  
川村雅則(北海学園大学)

単位：人，%

		業種				
		全体	飲食店	コンビニ	コンビニ以外の小売り	その他
		69 100.0	35 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
1週間当たりの労働時間	10時間未満	11 15.9	7 20.0	1 12.5		3 23.1
	10～15時間未満	20 29.0	8 22.9	1 12.5	7 63.6	2 15.4
	15～20時間未満	20 29.0	11 31.4	2 25.0	1 9.1	6 46.2
	20～25時間未満	12 17.4	4 11.4	3 37.5	3 27.3	2 15.4
	25～30時間未満	5 7.2	4 11.4	1 12.5		
	30時間以上	1 1.4	1 2.9			
	(再掲) 15時間以上	55.1	57.1	75.0	36.4	61.5
		70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
アルバイトで学業に支障が生じること	よくある	4 5.7	2 5.6	1 12.5		1 7.7
	ときどきある	27 38.6	17 47.2	2 25.0	2 18.2	5 38.5
	とくにない	39 55.7	17 47.2	5 62.5	9 81.8	7 53.8
		69 100.0	35 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
時給(日中時間帯)	764円	7 10.1	1 2.9	5 62.5	1 9.1	
	765～799円	15 21.7	7 20.0	2 25.0	3 27.3	3 23.1
	800～849円	29 42.0	18 51.4	1 12.5	5 45.5	5 38.5
	850～899円	14 20.3	7 20.0		2 18.2	3 23.1
	900円以上	4 5.8	2 5.7			2 15.4
	平均値(単位：円)		817	821	774	810
	標準偏差(単位：円)	45	43	14	29	61
		15 100.0	11 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0
時給(22時以降) *22時以降にもアルバイトをしている者が対象	800円台	2 13.3	2 18.2			
	900円台	3 20.0	1 9.1	1 100.0		1 100.0
	1000円台	8 53.3	6 54.5		1 100.0	
	1100円以上	2 13.3	2 18.2			
		70 100.0	36 100.0	8 100.0	11 100.0	13 100.0
時給に対する満足度	十分に満足している	12 17.1	4 11.1		5 45.5	2 15.4
	どちらかといえば満足	31 44.3	14 38.9	5 62.5	3 27.3	8 61.5
	どちらかといえば不満	18 25.7	12 33.3	2 25.0	3 27.3	1 7.7
	非常に不満	9 12.9	6 16.7	1 12.5		2 15.4
	不満計	38.6	50.0	37.5	27.3	23.1

年間40単位を取得するためには週に15時間の授業に出る必要がある。それ以上アルバイトをしている学生が(経験者の)半分以上。繰り返になるけれども、大学側はこの現状をおさえておくことが必要。

北海道の最低賃金は10月1日から786円になっています。みなさん、回答されたこの金額は、古い(前月)のものですよね?時給が785円以下だった人は、上がったことをちゃんと確認していませんよね?

日中の時給は764円以上(10月からは786円以上)でなければならないように、深夜の時給は、割り増しがつくので、955円(764円×1.25倍)以上でなければオカシイ。なのにそれ以下の回答があるのはなぜだろう?

満足が6割強だけれども、不満も4割弱。大事なのは、職場におけるこうした不満をどう解消するかということ。この点については次の頁のコメントを参考にしてください。

単位：人，%

	全体	業種				その他
		飲食店	コンビニ	コンビニ以外の小売り		
	69 100.0	36 100.0	8 100.0	10 100.0	13 100.0	
1ヶ月の収入(税込 み、交通費は除く)						
2万円未満	2 2.9	1 2.8			1 7.7	
2万円台	7 10.1	4 11.1	1 12.5		2 15.4	
3万円台	18 26.1	10 27.8	1 12.5	3 30.0	3 23.1	
4万円台	11 15.9	4 11.1	3 37.5	2 20.0	2 15.4	
5万円台	14 20.3	8 22.2		2 20.0	3 23.1	
6万円台	7 10.1	3 8.3	3 37.5	1 10.0		
7万円台	8 11.6	5 13.9		1 10.0	2 15.4	
8万円以上	2 2.9	1 2.8		1 10.0		
	65 100.0	34 100.0	7 100.0	9 100.0	13 100.0	
アルバイト先でのトラ ブル・経験、悩み・不 満で該当するもの						
ア. 求人情報に書かれていた内容と賃金・労働条件が異なる	9 13.8	6 17.6			3 23.1	
イ. 休憩がとれない、カットされる	6 9.2	5 14.7	1 14.3			
ウ. 急に出勤を要請される	10 15.4	6 17.6	3 42.9	1 11.1		
エ. 店が忙しいとあがらせてもらえない	13 20.0	11 32.4		2 22.2		
オ. 忙しくて終電で帰れないことがある	1 1.5	1 2.9				
カ. 暇だと急に早あがりさせられたり、休みをとるよう(欠勤を)要請される	15 23.1	13 38.2	1 14.3	1 11.1		
キ. 定期試験など、休みをとりたいたきにとらせてもらえない	5 7.7	5 14.7				
ク. 慢性的に人手が不足している	25 38.5	16 47.1	3 42.9	1 11.1	4 30.8	
ケ. 賃金を支払われない労働(サービス残業)がある	6 9.2	1 2.9	1 14.3	2 22.2	2 15.4	
コ. 深夜割増しや残業割増しの全て、あるいは、一部が払われない	7 10.8	4 11.8			3 23.1	
サ. 交通費が払われずに不満である	10 15.4	6 17.6		1 11.1	3 23.1	
シ. 販売ノルマを課されたり買い取りをさせられることがある	1 1.5	1 2.9				
ス. 仕事上のミス(レジミス、注文ミス、商品等の破損)などの弁償をさせられる	2 3.1	1 2.9				
セ. 制服・ユニフォーム代金(クリーニング代金を含む)を負担させられる	7 10.8	7 20.6				
ソ. 仕事を辞めたいが辞めさせてもらえない	5 7.7	5 14.7				
タ. 仕事に関する説明が十分でない	9 13.8	7 20.6	1 14.3		1 7.7	
チ. 必要以上に厳しい叱責や罵声、暴力的な行為がある	2 3.1	1 2.9			1 7.7	
ツ. 店長や他のスタッフからの嫌がらせ・セクハラがある						
テ. 客からの嫌がらせ・セクハラがある	1 1.5		1 14.3			
ト. 客からのクレームへの対応をさせられる	4 6.2	3 8.8	1 14.3			
ナ. 仕事でケガ、やけどなどを経験したことがある	8 12.3	6 17.6		1 11.1	1 7.7	
ニ. 契約になかった仕事までやられる	3 4.6	2 5.9			1 7.7	
ヌ. その他						
ネ. 以上のようなトラブル・不満はとくにない	25 38.5	7 20.6	3 42.9	7 77.8	7 53.8	

まずは、「トラブル・不満はとくにない」が4割にとどまること、とりわけ飲食店で働いている学生では2割にとどまることに注目。

その上で、人手不足・あがれない・早あがりなど働き方や勤務に関するものが訴えとして多いです。ちなみにみなさんは、会社都合による早あがりでも給与は保障されてはいないですよね？(労基法第26条)。

ほかには、賃金不払い・割増し不払いのような、法に明らかに抵触するものも気になるそうです。

職場・働き方にも当然ルールがあります。まずはそれを学びましょう。あわせて、それ以上に大事なことは、労働条件は労使が対等な立場で決めていくという視点です。使用者(経営者)が一方的に決めるものではないのです。その視点の大切さを強調したいです。とはいえその実現が困難であるのは、みなさん、百も承知でしょう。その通りです。だからこそ、労働組合という存在が憲法や法で保障されているのです。労働法と労働組合をセットで学んでください。

#### 労働基準法

(労働条件の決定) 第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

#### 労働契約法

(労働契約の原則) 第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。